

令和3年6月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和3年6月25日(金)
 2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室
 3. 出席委員 農業委員12名 (コロナ禍により農業委員のみの招集)

会長	1番	松村 勘兵衛	8番	田中 政男
会長職務代理	2番	中村 栄治	9番	山内 百合子
農業委員	3番	牧野 元恵	10番	山口 拓雄
	4番	酒井 清泰	11番	前田 壽夫
	5番	笠松 邦造	12番	平泉 節子
	6番	北山 謙治		
	7番	須見 則雄		

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第14号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第15号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)	可決
議案第16号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)	可決
議案第17号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第18号	農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第19号	勝山農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について	可決
議案第20号	現況証明願いについて	可決
議案第21号	農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供について	可決

- (報告事項)・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・農地の転用事実に関する照会の回答について
 - ・農地所有適格法人(農業生産法人)の報告について
 - ・勝山市農業委員会規程及び農業委員表彰に関する内規の一部改正について

5. 農業委員会事務局 事務局長(代理) 藤澤 武久 係長 多田 喜代彦
 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

6. 会議の概要

事務局長代理
 (藤澤課長補佐)

ただいまから、令和3年6月定例農業委員会を開催いたします。
 会議に先立ちまして、本来ならば山本事務局長が出席をすべきところですが、急遽、勝山市のコロナ対策会議が開催されそちらに出席しているため、本会議を欠席させていただきます。申し訳ございません。改めてお詫び申し上げます。つきましては私藤澤が代理を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
 本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、農業委員のみの出席となっております。それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

松村会長

(会長あいさつ)
 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
 また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」に基づき、会議を開催いたします。
 委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、終了予定は、遅くとも午後2時30分を予定していますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局長代理
 (藤澤課長補佐)

ありがとうございました。それでは、会議に入る前に、お手元にあるタブレットについて、事務局より説明いたします。

事務局	定例会や農地パトロール実施時のタブレット活用について福井県の中から勝山市がモデル地区に選ばれました。タブレットは福井県農業会議より貸与されたものです。タブレットを使用し、定例会の資料を確認していただいたり、農地パトロールの際に位置図等を確認していただくなどして今後、活用していきたいと考えます。はじめは紙と併用していきたいと思えます。ただし、故障した際の保障がありませんので、故障等を防ぐケースと農地パトロール用の首から提げられるようなケースを委員のみなさまの研修費から出させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし
事務局	ありがとうございます。またご報告させていただきます。 また、利用は来月からと考えておりますが、本日もタブレットには資料がダウンロードしてありますので、見ていただければと思います。後方にいますので、操作等で分からないことがあれば、お声かけください。
事務局長代理 (藤澤課長補佐)	それでは、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長(松村会長)	これより本日の会議に入ります。事務局から6月分の経過報告を申し上げます。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、本日の議事録署名委員を 7番 須見 則雄 委員、8番 田中 政男 委員の両名をお願いします。 これより議事に入ります。 日程第1 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について を議題とします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。北山委員より報告をお願いいたします。
北山委員	丁寧にご説明がございましたが、500㎡を超えてはおりますが、市道と面した部分が少なく、農地として残った部分があっても使用価値が低いと思われるので、致し方ないかと思えます。県とも協議を行っているとのこと、どうぞよろしく願います。
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について採決いたします。 議案第14号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長(松村会長)	それでは、議案第14号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)について、を議題とします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
委員	報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。 譲渡人は相続を受けて間もなくだと思のですがどうですか。相続して農地適格化法人に貸した後、すぐに売買となっているわけですが、良いのでしょうか。
事務局	譲渡人は自分の父から相続によって土地の所有者となっています。相続の前から農地所有適格化法人に貸しておりますので、その貸借の契約についても譲渡人が引き継いでいます。譲受人は他地区に住所がありますので、譲受人自身が耕作を行うことは難しいということで、その法人に貸していますが、農地周辺地区にお住まいの方で売買を希望者がいないかと相談をされていた中、譲受人が手をあげたということでございます。ですので、後ほど説明いたしますが、中間管理機構を介した法人との貸借の契約を解約し、譲受人に売買し、譲受人はその法人に貸すということで、手続を行う予定です。手続の手順は問題ないと思えます。
委員	譲受人と法人との中間管理機構を通した貸借は議事になりましたか。相続は覚えていますか、そちらの方はどうでしたか。
事務局	相続によって契約した者は変更になりますが、相続した場合も議案にかけなければいけないものであるかは確認しお伝えいたします。
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。 須見委員より報告をお願いいたします。
須見委員	6月21日に現地調査を行いました。今お話があった通り、この法人が耕作を行うわけですが、譲受人の父は後継ぎがいません。そのため嫁いだ妹さんが所有者となったわけです。譲受人は農業もできず、なんとかしてほしいということで法人に相談をされており、今回、その法人の構成員が買ったということで問題はないかと思えます。

議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。調書ですが、今回より現地確認を行った方の名前を入れさせていただきます。現地確認をした際に持って行っていただいて、基準を満たしているかを確認いただきたく思います。そういったことで書式を変更しておりますので、よろしく願いいたします。その他ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)について採決いたします。議案第15号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第15号については、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積結果の決定(貸借権の設定)について、を議題とします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
委員	今回相対で来年の春までということですが、何を作付けされるかはわかりませんが、現場確認はされたのですか。また、譲受人であるこの法人ははじめて聞くので、いつごろ作られ、事業の目的および今後認定農業者の認定を希望されているのか。来年の3月31日の契約が切れたあとどうする予定なのか、登記や定款等で確認されていると思うので、そのあたりの情報開示をしていただきたい。
議長(松村会長)	事務局で把握している内容について説明できる範囲で報告願います。
事務局	まず、この法人の代表者でございますが、平成21年に福井市で農業法人を設立しています。現在もですが、農作業の受託等を行い、経営拡大をはかっております。その中で、ファームで高齢化が進み経営が行き詰まり、今後どうしようかというご相談をされたところからいくつかございまして、令和2年に春江町のファームの代表になるなど、南越前町やその他でも代表取締または顧問になられております。このように福井県全域で農業経営を行っている中、今回勝山市でも経営をされたいということで、令和3年3月12日に法人登記をしております。今後の経営ですが、勝山で認定農業者として経営を行いたいと考えていらっしゃいます。ただ、いきなり認定はされませんので、足がかりとして2万㎡の農地を耕作し、認定を目指したいとのこと。作付けは稲作を中心として、飼料米や酒米を作りたいと聞いております。
委員	現時点で、何か作付けしてありますか。
事務局	現時点では作付けは行っておりません。
委員	今年はソバをされる予定ですか
事務局	今のところ飼料米等と聞いております。
委員	6月終わりで間は合わないのではないのでしょうか。現地確認は行っていますか。
事務局	現地確認は行っております。場所としては猪野の辺りが分かり易いかと思いますが、荒地になつていようなどございまして。そういった農地をこの法人が借りて耕作をし、耕作放棄地の解消の役を担っていただけるのかなと期待もしております。すぐに耕作が始められるようにということで、田おこしし、いつでも作付けできる状態にまでなっております。
委員	この法人の代表者は、私もよく存じ上げておりますが、なぜ1年の契約なのでしょう。今後、認定農業者を目指すのであれば、もっと長く契約をすればいいと思いますがなぜなのでしょう。
事務局	今後、農地をも増やして行きたいとお考えですが、まずは長期的な計画ではなく、今回は足がかりとして短期で契約し、次年度の計画を立てていきたいとお考えのようです。
委員	もっと長く耕作していただけると、いいと思うのですが。
事務局	事務局としても、長く耕作していただきたいとは望んでおります。
事務局	認定農業者の件についてですが、すでに相談に来られています。現在、5年を目処に計画を立てて頂いています。しかし、猪野のところについては、今後耕作することに自信が持てないところもあるというところございまして、市内でいろいろなところを見ながら、今は短期的にお借りしながら、勝山市の中の拠点を定めていきたいとおっしゃっていました。認定されるかはわかりませんが、7月中に認定農業者の審査会がございまして、そこに申請する意向でありました。
委員	認定農業者になるのであれば、5年計画は出していただかないといけない。1年で放棄されては困る。
委員	1年だけやって、すぐ他、というのはちょっとどうかと思う。せめて5年くらいして欲しいなと思います。
委員	作付けについてですが、いまからだと、ソバしかないかと思うのですが、麦も難しいと思うし、どうでしょう。
委員	秋ソバしかないのではないのでしょうか。
委員	作付けできるものが少ない時期となりますし、ソバも作付けしなかったら、耕作放棄というか、認定どころではないですね。その辺はどうお考えか、意向を伺っていますか。

事務局	遅れているけれども、飼料米の苗を持ってきてすぐにも作付けしたいということでした。しかし、委員のおっしゃるとおり、本当に作付し育つのかというところは疑問があるところではあります。相談をしている方は早急に取りかかりますということはおっしゃっております。
委員	苗はできているのですか。
事務局	苗は福井市から持ってくるそうですが、どのタイミングで動くのかは分かりません。
委員	法人の代表者はやり手なので、おそらく飼料米を耕作するであろうとは私は思います。そこまでやる気であるのなら、契約期間を延ばして欲しいなとは思いますが。
事務局	おっしゃる通り、すぐに苗等準備するとは思いますが。
議長(松村会長)	その辺りは認定農業者の審査で十分ご審議いただくということで、その他、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積結果の決定(貸借権の設定)について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第16号については、承認することに決しました。 続きまして、日程第4 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による貸借権の設定)および、日程第5 議案第18号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。 これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による貸借権の設定)について採決いたします。 議案第17号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第17号については、承認することに決しました。 続きまして、議案第18号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について採決いたします。 議案第18号は、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第18号については原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第6 議案第19号 勝山市農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
前田委員	前田委員より報告をお願いいたします。 現地確認の報告をいたします。今ほど事務局さんよりありました通り、資料8ページの青い矢印の先に赤い点があるかと思いますが、〇〇自動車(株)の反対側の少し奥まったところになります。調査書に基づいて、事務局さんより丁寧に説明をいただきましたが、通信機器は生活に欠かせないものであり、通信状況がよくなるということで、また転用面積もコンクリート柱を一本立てるだけであり、田んぼの角のわずかなところということで、問題はないかと思っておりますのでどうかよろしく願います。
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
委員	農振農用地の除外を、普通ならば軽微な変更等の届出等が必要と思っておりますが、北陸電力等が電柱を立てても、年貢さえ払えば、それだけで終わっているような気がしているのですが、携帯電話会社については規程があるのですか。農振除外を簡単にできてしまっているのかということをお聞きしたいのですが。
事務局	今回0.11㎡という大変小さい面積ということで、こういった転用面積が小さい場合でも農振除外の申請をしなければならないのかという点について、福井県の担当者に確認をいたしました。福井県といたしましては、例え面積がどんなに小さくても、設置する場所が農振農用地であれば、除外の手続きをきちんと、正式にとってほしいということでもございました。今ほどおっしゃいました、軽微な変更にあたるかどうかということも確認させていただきましたが、電柱については農業用の施設に使用されるものではありませんので、軽微な変更にはあたらないので、今回のような手続きを行い、農振農用地からの除外をしてほしいということでもございました。

議長(松村会長)	その他、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、議案第19号 勝山市農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について 採決いたします。
委員	議案第19号は、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議はございませんか。 異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第19号については、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第7 議案第20号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
前田委員	①については前田委員②については北山委員より報告をお願いいたします。 1番の浄土寺の案件について、現地確認のご報告をさせていただきます。10ページにありますように、家と庭のこの部分を指しておりまして、288㎡確認してきましたところ、すでにこういう状態で利用をされておりまして、問題はないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
北山委員	12ページを見て頂きますと、現に駐車場として使用しております。建物がなくなった後もそのように使用していますので、農地には戻らないなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、議案第20号 現況証明願いについて採決いたします。 議案第20号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第20号については、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第8 議案第21号 農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
委員	先ほどの議案18号の中に10aあたりの賃料が1,200円と1,600円とありますが、今回の賃借料情報の値とずいぶん違うように思いますが、どうでしょうか。
事務局	この賃借料情報のデータでございますが、令和2年中に契約を結んだものが対象になります。委員がおっしゃられた案件は賃料がかなり安くなっておりまして、来年の賃料は安くなると思われるかもしれませんが、安すぎる場合は特殊データとして削除されるため、カウントしない可能性があるかと思われます。今回のデータに関しても1,500円程度の賃料データはほとんど含まれておりませんし、令和2年に契約があったものだけが対象になります。
委員	今回のように安い賃借のものは相対の契約ですか。
事務局	相対のものもありますし、中間管理機構を通した契約もあります。
委員	売買金額と賃借料とで、開きがあるように感じますが。
事務局	おっしゃる通りですが、その辺りは、買われた方(地主)と借人との間で合意がとれているということで、今回の申請となっております。
委員	わかりました。
議長(松村会長)	金額については本人のご意向等がございますし、こちらで審議はできませんので、どうぞよろしくお願ひいたします。その他、ご意見、ご質問はありませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第21号については、承認することに決しました。 次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。
事務局	農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
議長(松村会長)	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。
事務局	農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
議長(松村会長)	(報告)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。
事務局	農地所有適格法人(農業生産法人)の報告について、事務局より願います。
事務局	(報告)

議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 エアルとはどこの法人ですか。 道の駅でいちごハウス等を行う予定の法人です。 その他、意見、ご質問はありませんか。ないようですので次に、勝山市農業委員会規定および農業委員表彰に関する内規の変更について事務局より願います。
委員	
委員	
議長(松村会長)	(報告) このことについてご意見、ご質問はありませんか。 今回は、7月26日(月)午後1時30分から、開催予定としております。農地利用最適化推進委員と合同で行いますのでよろしくお願いいたします。 ひとつよろしいでしょうか。先ほど、委員からご質問いただきました件についてお答えいたします。 中間管理機構を通して契約していた農地であって、相続により所有者が変更になった場合の契約変更について、農業委員会に報告をしなければいけないのかということでしたが、確認いたしましたところ、所有者変更の手続き自体はもちろんございますが、農地としては中間管理機構に預けるという契約自体に変更はございませんので、農業委員会に報告しなければならないとまではなっておりませんでした。相続の際に契約そのものを解除したいということでしたら、解約ということで農業委員会に報告しております。
事務局	
議長(松村会長)	
事務局	
事務局	
委員	
事務局	
議長(松村会長)	
中村職務代理	